

議案第 23 号

城陽市住宅資金融資条例の廃止について

城陽市住宅資金融資条例を廃止する条例を次のように定めたいので、
議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市住宅資金融資条例を廃止する条例

城陽市住宅資金融資条例（昭和53年城陽市条例第9号）は廃止する。

附 則

この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

提案理由

城陽市住宅資金融資制度について、金融機関における有利な制度の利用により運用実績がなくなり、市制度としての役割を終えたことから、城陽市住宅資金融資条例（昭和53年城陽市条例第9号）を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略